

児童生徒等の重大事態に備えた対応について

1. 背景

平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）」の一部改正により、各自治体は、総合教育会議を設置し、教育大綱の策定や重点的に講ずべき施策のほか、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置を協議・調整する旨が規定された。（法第1条の4第1項第2号）

※緊急の場合とは

いじめや校内暴力、学校管理下における事故、自然災害等により、児童、生徒等の生命、心身、財産に重大な被害（自殺や自殺未遂、事故死、重大な傷害、心の病、多額の金品被害、いじめによる長期欠席等）が生じた場合や生ずるおそれのある場合（以下「重大事態」という。）を想定

2. 現状・課題

市内の小中学校及び教育委員会では、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」に基づき、各学校に「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、未然防止や早期発見に努めるとともに、確認した場合には必要に応じて教育委員会も関わり迅速に対応している。

これまで重大事態にあたる事案は発生していないが、発生した場合に備えて体制等を整備しておく必要がある。

3. 方針

重大事態が発生した際、速やかに事実関係の調査等を行うため、法律、医療、教育、心理、福祉等、各分野の有識者で構成する「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会（仮称）」を予め設置する。（別紙1参照）

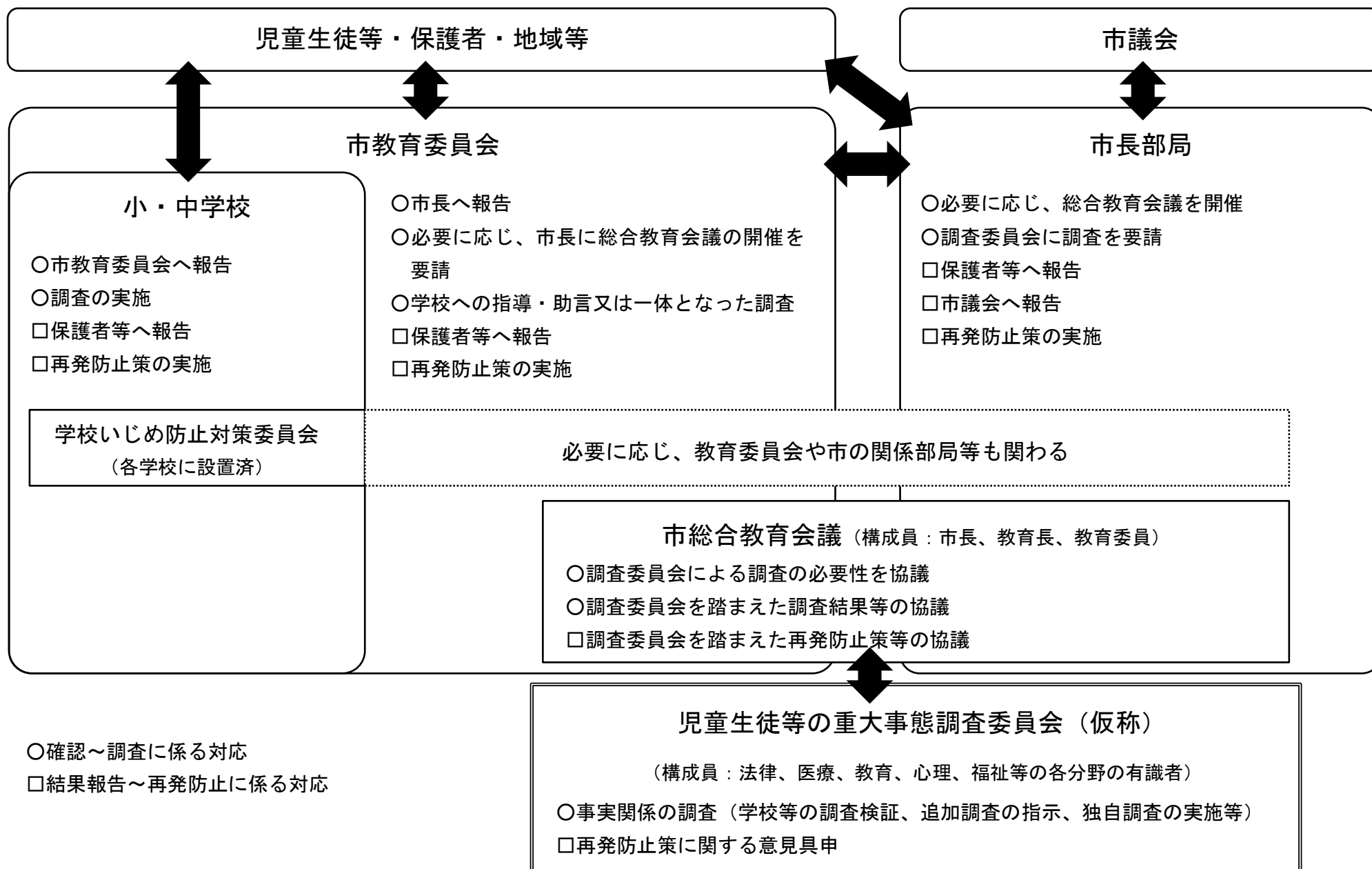
迅速かつ適切な対応を図るため、市長部局及び市教育委員会の基本的な対応方法を定める。（別紙2参照）

4. 「高山市児童生徒等の重大事態調査委員会（仮称）」の概要

- ・設置 平成30年度（市長が任命、任期2年）
- ・構成員 弁護士、精神科医師、大学教授、臨床心理士、児童福祉専門職等から5名程度（必要に応じ、構成員の追加も可能）
- ・所掌事務 重大事態の事実関係調査及び再発防止策に関する意見具申
- ・その他 調査委員会の開催は、市総合教育会議での協議等をふまえて市長が判断する。

5. 今後の予定

平成29年12月 市総合教育会議
方針決定
平成30年度 調査委員会の設置



重大事態における事実関係の調査について

段階	総合教育会議	学校いじめ防止対策委員会 (各学校に設置済)	児童生徒等の 重大事態調査委員会(仮称)	補足
生命・心身に関わる重大事態が生じた (例:自殺、自殺未遂、事故死、 重大な傷害、心の病)	総合教育会議に報告		調査・検証	・市が設置する調査委員会が調査検証を行う。 (学校や教育委員会は、当事者として主体的に調査検証する なか、調査委員会による調査への全面的な協力を行う。)
その他の重大事態が生じた (例:多額の金品被害、いじめに よる長期欠席)	総合教育会議を開催し 調査・対応方針を協議		調査・検証	・市が設置する調査委員会が調査検証を行う。 (学校や教育委員会は、当事者として主体的に調査検証する なか、調査委員会による調査への全面的な協力を行う。)
		教育委員会が関わり 調査・検証		・教育委員会及び関係機関が関わり、学校いじめ防止対策委 員会が調査検証を行う。

(参考)

段階	総合教育会議	学校いじめ防止対策委員会 (各学校に設置済)	児童生徒等の 重大事態調査委員会(仮称)	補足
重大事態ではない		即時対応		・必要に応じ、教育委員会が関わり対応する。

児童生徒等の重大事態に備えた対応について議会委員会の主な意見

児童生徒等の重大事態に備え、調査委員会を予め設置することについて、平成29年11月20日に福祉文教委員会へ協議した際の主な意見は以下のとおり。

<委員会の意見>

- いじめの未然防止・早期発見のしくみや初期段階で公平・公正・迅速に把握できるような体制を構築して、素早く対応できる施策の展開が必要である。
- 重大事態調査委員会については、調査事案の内実・実態をしっかりと把握できるような調査委員会をつくりあげること。
- 調査委員会の設置目的をより明確にし、市民に安心してもらえるようにすること。

<主な質疑>

市内におけるいじめの現状は。

- ・市内小中学校におけるいじめの認知件数は、27年度は57件、28年度は76件、29年度は93件（10月末現在）である。

増えている傾向は。

- ・一概には言えないが、SNS上での書き込みや教員の目の届かないところで無視をされたといった申し出など。

現在までに起きた事案の対応策はどのようにとられているか。

- ・未然防止については、いじめ防止対策協議会を年2回開催し、各学校の教員の代表や校長・教頭の代表が研修を行っているほか、子どもたちの代表による生徒会サミットでストップいじめ宣言に基づく取り組みを行っている。
- ・早期発見については、心理テストや生活アンケート、教育相談週間の実施など、いろいろな部分でアンテナを張り早期発見に努めている。
- ・発生した場合は、まずは学級担任が情報を受けることになるが、担任だけでなく組織で対応するよう取り組んでいる。生徒指導主事や学年主任への報告を義務付けており、いじめはどんなものでも教育委員会に報告が上がるようにして指導・助言を行っている。

調査委員会の発動は総合教育会議で決めるのか。生命に関わるような場合も会議を開催するのか。

- ・総合教育会議での協議等を経て市長が要請することになるが、即時性が求められる際は、日程調整して会議を開催する方法でなく、持ち回りで判断する場合もある。

何かあったときだけ動くという形で大丈夫か

- ・任命の際や年度初めなど、調査委員会を開催し、高山市の取り組み等の状況や委員会の役割などを情報共有する必要があると考えている。

いじめの重大事態は微妙な部分を含んだ問題であり、教育委員会から総合教育会議の開催を要請するのは難しい判断となるのでは。

- ・客観的に判断するため、生命・心身に関わる重大事態の場合は、調査委員会による調査を基本としている。それ以外の重大事態の場合は総合教育会議で協議することで、教育委員会の恣意的な判断と取られないようにする。
- ・重大事態が生じた場合に社会で問題となっているのは、重大事態の調査委員会が教育委員会の内部に設置されていることで中々信頼を得られないということである。今回、市長部局に置くことで客観性を確保することを考えている。

平成29年3月に文部科学省がガイドラインを出している。これは重大事態の被害者や保護者の意向が反映されないまま調査が進められた事例などを踏まえたものとなっているが、今後、児童生徒に対する聞き取りの方法やマスコミへの報告などどう考えているか。

- ・細かな部分については、今後、調整していく。

他の自治体におけるどういう課題を認識して検討したものか。

- ・県内でも予め設置しているところもあれば、常設はしていないところもある中で、予め設置しておくことの必要性を考えたものである。また、教育委員会部局に設置したところで上手く機能しなかった事例もふまえて市長部局に設置を考えている。委員の構成もいろいろあるが、他都市等の事例を参考に検討している。

弁護士や医者などの有識者であっても調査権があるわけではなく、その場で治療できるわけではないが何が期待できるのか。

- ・重大事態の原因がどこにあったのか、防ぐことができなかったのか、行政内部による検証ではなく、外部の専門家によりの的確に検証するものである。

重大事態が発生してしまっただけからの対応のため教育委員会や市の対応に問題がなかったという方向性で委員会が機能しないか懸念がある。

- ・第三者による委員会であり、教育委員会や市を守る立場ではない。そのような誤解が生じないように、委員構成や実際の進め方など十分配慮していきたい。